

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項に準用する第六十七条第二項の規定により、漁場計画を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年一月二十日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 開催期日

令和五年二月七日 午後一時三十分

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館 四A会議室

三 案件

イ 公示番号 群馬県共第七号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ます漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	(やまめ、いわなを含む。)	
	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	おいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

藤岡市、多野郡神流町、埼玉県児玉郡神川町、埼玉県秩父市

(三) 漁場の区域

次の基点第十九号と基点第二十号を結んだ線から基点第二十一号と基点第二十二号を結んだ線（渡戸橋下流端）までの神流川及びその支流（三波川、大沢川、鳥羽沢川、柚木沢、安房沢、太田部沢、法久沢）

基点第十九号 多野郡神流町、藤岡市の境界及び国道四六二号との交

点（神流川左岸）

基点第二十号 基点第十九号から二二五度（真方位による。）の線と

対岸との交点（神流川右岸）

基点第二十一号 藤岡市鬼石三〇四番三（神流川左岸）

基点第二十二号 埼玉県児玉郡神川町字姥石川端一〇八二番六番（神流川右岸）

(2) 免許予定日

令和五年九月一日

(3) 関係地区

藤岡市、多野郡神流町、埼玉県児玉郡神川町、埼玉県秩父市

(4) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

ロ 公示番号 群馬県共第十一号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

なまず漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須

市

(三) 漁場の区域

次の基点第三十三号と基点第三十四号を結んだ線（谷田川橋下流端）から上流の谷田川及びその支流（基点第三十五号と基点第三十六号を結んだ線（二ツ橋下流端）から下流の板倉川、基点第三十一号と基点第三十二号を結んだ線（首洗堰下流端）から下流の鶴生田川、楠木川、谷田川導水路）

基点第三十一号 館林市楠町三六〇七番二（鶴生田川左岸）

基点第三十二号 館林市楠町三六〇六番二（鶴生田川右岸）

基点第三十三号 栃木県栃木市藤岡町内野地先（谷田川左岸）

基点第三十四号 栃木県栃木市藤岡町内野地先（谷田川右岸）

基点第三十五号 邑楽郡板倉町板倉大新田三三四五番（板倉川左岸）

基点第三十六号 邑楽郡板倉町板倉大新田三四一八番二七（板倉川

右岸）

(2) 免許予定日

令和五年九月一日

(3) 関係地区

館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須市

(4) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

ハ 公示番号 千葉県内共第十四号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先

(3) 漁場の区域

次の基点第一号とアの点を結ぶ線から基点第二号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第三号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第四号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）

基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点

基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）

基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

岸）

基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左

岸)

- ア 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点
- イ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点
- ウ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点
- エ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

(4) 条件

茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。

(5) 関係地区

千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市

(6) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

備考 (3) 漁場の区域の度数表示については、全て真方位表示とする。

二 公示番号 東京都内共第十一号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

江戸川区及び葛飾区の各地先、埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、春日部市及び幸手市の各地先、千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先、茨城県猿島郡五霞町地先

(三) 漁場の区域

次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

基点第二十八号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）
基点第二十九号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）
基点第三十号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）
基点第三十一号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）
基点第三十二号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）
戸川左岸）
基点第三十三号 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

(2) 制限又は条件

茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

(3) 免許予定日

令和五年九月一日

(4) 申請期間

令和五年五月一日から同年六月三十日まで

(5) 関係地区

墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区、埼玉県三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町及び春日部市、千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市、茨城県猿島郡五霞町

(6) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者、その他利害関係のある者（団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

ロ 公述時間

一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面により申し出てください。

(1) 提出期日

令和五年一月三十一日

(2) 提出先

埼玉県内水面漁場管理委員会（〒330-0930 埼玉県さいたま市浦

和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内)

(3) 提出内容

住所、氏名、連絡先(電話等)